

東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

東村山市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年東村山市条例第19号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 使用料・手数料の全体見直しに伴い、自転車等の移送手数料の適正化を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

東村山市自転車等の放置防止に関する条例(平成2年東村山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「1,000円」を「1,100円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に返還する自転車等の撤去及び保管に要した費用の徴収について、適用する。

東村山市自転車等の放置防止に関する条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(費用の徴収)

第16条 市長は、自転車等を返還するときは、撤去及び保管に要した費用として、次の各号に掲げる金額を当該自転車等の所有者から徴収することができる。ただし、盗難届の出ている自転車等については、この限りでない。

- (1) 自転車 1台 1,100円
- (2) 原動機付自転車 1台 2,200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に返還する自転車等の撤去及び保管に要した費用の徴収について、適用する。

旧 条 例

(費用の徴収)

第16条 市長は、自転車等を返還するときは、撤去及び保管に要した費用として、次の各号に掲げる金額を当該自転車等の所有者から徴収することができる。ただし、盗難届の出ている自転車等については、この限りでない。

- (1) 自転車 1台 1,000円
- (2) 原動機付自転車 1台 2,000円